

## 都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業（市街地再開発事業、街路事業及び公園整備事業等）や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業等に要する費用に充てるため、目的税として課税しています。

令和5年度における都市計画事業等及びこれに充当する都市計画税は、次のとおりです。

### 【歳入】

○都市計画税決算額 1,587,738 千円

### 【歳出（充当事業）】

(単位：千円)

事業名	令和5年度 決算額	財 源 内 訳				
		国・県 支出金	地方債	その他	一般財源	うち 都市計画税
街路事業	74,528	15,127	45,400	0	14,001	14,001
土地区画整理事業	516,454	61,552	157,400	17,961	279,541	279,541
地方債償還費 (一般会計分)	234,081	0	0	0	234,081	204,240
地方債償還費 (公共下水道事業会計繰出金分)	1,249,210	0	0	0	1,249,210	1,089,956
合計	2,074,273	76,679	202,800	17,961	1,776,833	1,587,738

### 【都市計画税の充当割合】

